



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表

令和3年12月9日(木)

担	職業安定部職業対策課	
課	長	小林 正
長	補佐	木下 晴美
当	地方障害者雇用担当官	亀村 嘉彦
	電話	075-275-5424

### 特例子会社としては京都初となる認定（京都局内の認定は2社目）

## 障害者雇用の優良中小事業主認定制度 「もにす認定企業」認定通知書交付式を行います。

厚生労働省では、令和2年4月から「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（通称「もにす認定制度」）を創設、実施しております。

このたび、京都労働局（局長 金刺 義行）は、下記の企業を認定し、併せて下記の日程で認定通知書（認定マーク）交付式を行います。

記

- 1 交付式** 日時：令和3年12月15日（水）11時から  
場所：京都労働局 6階会議室（京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451）
- 2 認定事業主**  
株式会社 王将ハートフル 代表取締役社長 渡邊 直人 氏  
所在地：京都市山科区西野山射庭ノ上町294-1
- 3 認定年月日** 令和3年11月19日
- 4 取材について** 交付式会場での写真撮影、交付式後の認定企業への取材は可能です。



2021年度

「もにす認定制度」とは、障害者雇用の促進および雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、認定された企業は、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本金融公庫の低利融資対象となるほか、京都労働局ホームページへの掲載など、周知広報の対象となるメリットがあります。

※ 特例子会社制度とは、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用される労働者を親会社に雇用されているものとみなして実雇用率を算定することができることとしている制度です。

# 障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

## 認定事業主となることのメリット

### ● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



### ● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります  
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

### ● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります  
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます  
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

### ● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける  
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など

## Q 「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

### A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



